

独立行政法人国立文化財機構皇居三の丸尚蔵館職員の勤務時間・休暇等に関する細則

令和5年7月24日

国立文化財機構細則第34号

(目的)

第1条 この細則は、職員の勤務時間、休暇に関する事項について、独立行政法人国立文化財機構職員育児・介護休業規程（以下「育児・介護規程」という。）の細目を定めることを目的とする。

(出勤及び退勤の手続き)

第2条 職員は、出勤及び退勤の際に所定の手続きをとらなければならない。

(始業及び終業の時刻等の変更)

第3条 育児・介護規程第19条に基づく始業・終業の時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。

勤務		始業	終業	休憩時間
育児又は介護を行う職員	早出	午前8時30分	午後5時15分	午後0時から 午後1時
	遅出	午前9時30分	午後6時15分	午後0時から 午後1時

附 則

この細則は、令和5年10月1日から施行する。